講師謝金等確認書

講習会名

講習会開催日　　　　　　　　　　年　　　　　　　月　　　　　　日

【講演形式及び謝金】

|  |  |
| --- | --- |
| 講演形式（該当する□にチェック） | 謝金（税別） |
| □A．講演（会場講演を含む）、同時配信及び見逃し配信 | ＿＿＿＿＿＿円 |
| □B．オンデマンド配信（見逃し配信を除く。） | ＿＿＿＿＿＿円×0.7 |

|  |  |
| --- | --- |
| 銀行名 |  |
| 支店名 |  |
| 口座種別 |  |
| 口座番号 |  |
| （フリガナ）口座名義 |  |
|  |

【振込口座】

本講習会の開催について、本確認書裏面の確認事項に同意し、本確認書に基づく謝金ついては、上記の銀行口座を振込先として指定します。

【講師】

住所（自宅）

氏名

確認事項

１．本講演等について

（１）本講習会の講師（以下「講師」といいます）は、本講習会における講演内容（以下「本講演」といいます）及び当該講演に用いたすべての教材・資料等（以下「本教材」といい、本講演と総称して「本講演等」といいます）について、公益社団法人神奈川県理学療法士会（以下「本会」といいます）に対し、以下の各号に定める行為を許諾します。

①本講演のリアルタイムによるインターネット配信（以下「同時配信」といいます）を行うこと。

②本講演のオンデマンドによるインターネット配信（以下「オンデマンド配信」といい、本講演より二週間に限り行われるオンデマンド配信を「見逃し配信」といいます）を行うこと。

③本講演の同時配信又はオンデマンド配信のため、本教材を複製し、公衆送信すること。

④本講演のため、本教材を複製し、本講演の会場内で配布すること。

⑤本講演のオンデマンド配信のため、本講演の録音・録画を行うこと。

（２）講師は、本講演の聴講者（同時配信及びオンデマンド配信による場合を含む。）に対し、本講演の実践、研究及び復習等を行う目的の範囲内に限り、本講演等を無償で利用することについて、本会が再許諾を行うことができることを確認します。

（３）講師は、本講演等の内容、及び本確認書に基づく本講演等の利用が、講師を除く第三者の権利又は法的利益を侵害するものでないことを保証します。

２．謝金等について

（１）本会は講師に対し、本講習会にける講演、本講演等の同時配信、及び見逃し配信に対する対価として、本確認書【講演形式及び謝金】A欄に記載の謝金を支払うものとします。なお、当該謝金には、これらの利用に付随して行われる第１条第１項各号に定める利用の対価も含まれるものとします。

（２）本会は講師に対し、本講演等のオンデマンド配信（見逃し配信を除く。）に対する対価として、本確認書【講演形式及び謝金】B欄に記載の謝金を支払うものとします。また、オンデマンド配信の期間は一配信あたり二週間とし、一配信ごとに当該謝金が支払われるものとします。なお、当該謝金には、これらの利用に付随して行われる第１条第１項各号に定める利用の対価も含まれるものとします。

（３）本会は、前二項に定める謝金について、別途合意する期日限り、講師の指定する銀行口座に振込送金する方法により支払うものとします（いずれも所得税10.21％を控除）。なお、支払手数料は本会の負担とします。

３．協議

　講師は、本確認書に基づく本講演等の利用を停止したい場合、本会に対し協議を求めることができるものとします。また、講師及び本会は、本確認書に定めのない事項については、協議のうえ定めるものとします。

以上